

別紙 1 - 1

## 論文審査の結果の要旨および担当者

報告番号	※	乙	第	号
------	---	---	---	---

氏 名 梶川 茂久

論 文 題 目

Diagnostic contribution of cytological examination to endobronchial  
ultrasound-guided transbronchial biopsy for lung malignancies

(肺悪性腫瘍に対する経気管支超音波ガイド下生検における細胞診の診  
断的寄与の検討)

論文審査担当者

名古屋大学教授

主 査 委員

中羽 栄男 


名古屋大学教授

委員

八木 哲也 

名古屋大学教授

委員

長 縄 恒之 

名古屋大学准教授

指導教員

橋本 直純 

## 論文審査の結果の要旨

別紙 1 - 2

今回、肺悪性腫瘍における経気管支生検（TBB）の際、気管支内超音波とガイドシース（EBUS-GS）を併用した TBB（EBUS-GS-TBB）における細胞診検査の有用性につき検討した。通常経気管支下生検（CTBB）を対照群とし後方視的に比較した。各検査の診断率の検討において、両群間で組織診の有意差は認められなかったが、細胞診検査のうちの擦過細胞診での診断率が EBUS-GS-TBB 群で有意に高かった。細胞診のみで悪性腫瘍の診断に至った症例も CTBB 群に比べ有意に多く、TBB 陰性症例においてその診断率は 25.4% vs 10.7%と EBUS-GS-TBB 群で有意に高かった。以上の結果より、EBUS-GS-TBB の際は擦過細胞診の追加が有用であることが示された。本研究に対し、以下の点を議論した。

1, 2.理論上、同じ責任気管支から検体採取するため、同部位から細胞診検査を追加することが診断率を向上することが分かった。それでも 100%にならない理由は咳嗽などで GS の位置がずれることや、組織検体の挫滅、検体量不足、病変から採取されていても悪性細胞のない部分だった可能性があげられる。超音波所見で病変を確認できない時の診断率はかなり低いと報告されており、また病変の辺縁に接する超音波所見の場合に通常生検を追加することで診断率が向上するという報告もある。今回の結果では擦過細胞診が有用であることが示されたが、GS 洗浄が有用との報告もある。EBUS-GS-TBB でより診断率を上げるアイデアとして GS にアンカーのような固定具を付ける、超音波そのもので検体採取できる器具を付ける、などが挙げられた。

3.超音波所見で病変が確認できた時の診断率は既存の報告で約 80%である。画像上肺悪性腫瘍を強く疑い、超音波所見で病変が確認できた場合、その旨を病理医に情報提供することで一見悪性細胞が確認されなくとも、通常 H.E.染色のみならず免疫染色を行い診断できることもある。また EBUS-GS-TBB 時の迅速細胞診は高い感度であったと報告がある。病理医、検査技師と連携を取り迅速細胞診を行うことが細胞診のみならず確定診断率を上げ得る。

4.非悪性肺疾患に対する EBUS-GS-TBB の有用性については幾つかの報告があり、悪性疾患に比べると診断率は低い印象だが、細胞診の寄与についての報告はない。非悪性肺疾患は多岐にわたり、培養や血清学的検査が重要となるため細胞診の追加する意義は乏しいと推測される。





本研究は、悪性肺腫瘍に対する EBUS-GS-TBB の診断率向上に関し、重要な結果を示した。

以上の理由により、本研究は博士（医学）の学位を授与するに相応しい価値を有するものと評価した。

## 試験の結果の要旨および担当者

報告番号	※ 乙 第	号	氏 名	梶川 茂久
試験担当者	主査	中村 孝丸	副査 <sub>1</sub>	八木 哲也
	副査 <sub>2</sub>	長谷川 仁	指導教員	斎藤 通敏
(試験の結果の要旨)				
<p>主論文についてその内容を詳細に検討し、次の問題について試験を実施した。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 診断に至らなかった症例について</li><li>2. さらなる診断率の向上について</li><li>3. 病理診断との連携について</li><li>4. 非悪性疾患に対する適応について</li></ol> <p>以上の試験の結果、本人は深い学識と判断力ならびに考察力を有するとともに、呼吸器内科学一般における知識も十分具備していることを認め、学位審査委員合議の上、合格と判断した。</p>				

## 学力審査の結果の要旨および担当者

報告番号	※ 乙 第	号	氏 名	梶川 茂久
試験担当者	主査	中村 義男 	副査 <sub>1</sub>	八木 哲也 
	副査 <sub>2</sub>	長 欽 伸 	指導教員	橋本 直哉 
(学力審査の結果の要旨)				
<p>名古屋大学学位規程第10条第3項に基づく学力審査を実施した結果、大学院医学系研究科博士課程を修了したものと同等以上の学力を有するものと学位審査委員合議の上判定した。</p>				